

令和4年10月12日

お客さま各位

広島県信用組合

### 当座勘定規定の一部改定のお知らせ

平素より広島県信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当組合では、令和4年11月の「電子交換所」設立に伴い、次のとおり当座勘定規定および小切手用法・約束手形用法等を改定いたします。

なお、改定日以前にご契約をいただきましたお客さまにも、改定後の規定・用法が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 改定日

令和4年11月4日（金）

#### 2. 対象規定等

当座勘定規定、小切手用法、約束手形用法、為替手形用法

#### 3. 改定内容

##### (1) 当座勘定規定の変更点

項目	内容
手形、小切手の支払	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの
手形、小切手用紙	振出人等への電子交換所を経由した支払済手形の受け戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
印鑑照合等	イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
個人情報情報センターの登録	全国銀行個人情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人情報センターへの登録規定の削除

##### (2) 小切手用法、約束手形用法等の主な変更点

- ① チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」（カンマ）を印字するよう規定を追加
- ② 使用可能文字を一覧化し追加
- ③ 金額欄、金融機関名欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄）の追加

※改定内容につきましては、[新旧対照表](#)をご覧ください。

以上

ご不明点などは、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

（お問い合わせ先） 広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

